

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、大仙市鶯野土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成27年6月29日から同年7月27日まで
- 3 縦覧場所 大仙市役所農林商工部農林振興課、大仙市中仙支所農林建設課